

# 茨城県中小企業団体中央会第 67 回通常総会表彰実施要領(抜粋)

## 1. 目 的

茨城県中小企業団体中央会（以下「茨城県中央会」という。）第 67 回通常総会において、県内の組合等、同組合等の役職員、中央会の役職員を表彰することで、組合等の振興発展と中小企業の組織化の推進を図ることを目的とする。

## 2. 表彰の対象、区分及び種類

### (1) 表彰の対象

表彰の対象は、茨城県中央会の会員組合等（事業協同組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、その他の組合及び団体等）（以下「会員組合等」という。）、同組合等の役職員、中央会の役職員とする。

但し、過去に茨城県中央会の総会・式典及び組合等が主催する行事等で、以下の同種類の表彰を受けた者は対象外とする。

### (2) 表彰の区分及び種類

表彰の区分及び種類（対象者）は次の通りとする。

#### ○知事表彰【区分】

##### 【種類】

- ① 優良組合等（会員組合等）
- ② 組合等功労者（会員組合等の役員）

#### ○中央会会長表彰【区分】

##### 【種類】

- ① 優良組合等（会員組合等）
- ② 組合等功労者（会員組合等の役員）
- ③ 組合等優秀事務局職員（会員組合等の事務局職員）
- ④ 中央会役員功労者（茨城県中央会の役員）
- ⑤ 中央会優秀職員（茨城県中央会の専従職員）

※下線項目が推薦の対象

## 3. 表彰の方法

茨城県中央会の第 67 回通常総会において、茨城県知事及び茨城県中央会会長から被表彰者に対して表彰状に筒及び額を添えて授与する。

## 4. 選考基準

### (2) 中央会会長表彰の選考基準

- ② 組合等功労者は、次の各号の全ての要件を備え、組合等から推薦のあった者の中から選考する。なお、組合等の中で選考基準に合致した者が複数いる場合は、その中から 1 人を中央会に推薦する。

ア 令和 4 年 1 月 1 日時点において、10 年以上組合等の役員であること。

イ 組合等の発展に寄与した功績が顕著であり、他の範とするに足る者であること。

ウ 組合員からの信頼が厚く、人格、識見とも卓越し、過去において刑罰に処せられたことのない者であること。

- ③ 組合等優秀事務局職員は、次の各号の全ての要件を備え、組合等から推薦のあった者の中から選考する。なお、組合等の中で選考基準に合致した者が複数いる場合は、その中から 1 人を中央会に推薦する。

ア 令和 4 年 1 月 1 日時点において、満 10 年以上勤続する者で、かつ、満 40

(裏面に続きます)

## 茨城県中小企業団体中央会第 67 回通常総会表彰実施要領（抜粋）

歳以上であること。

イ 職務に精励し、組合等の円滑な業務遂行に寄与した功績が顕著な者であること。

ウ 責任感旺盛で、人格、識見とも優れ、他の範とするに足る者であること。

### 5. 被表彰者の決定

(1) 県知事表彰の被表彰者の推薦、中央会会長表彰の被表彰者の決定は中央会内に表彰選考委員会を設置して行う。

### 6. 表彰者の数

(2) 中央会会長表彰

② 組合等功労者 10 人以内

③ 組合等優秀事務局職員 10 人以内

### 7. 被表彰者の提出書類

被表彰者は、決定後ただちに次の書類を茨城県中央会会長に提出しなければならない。

(2) 組合等功労者 同意書 1 通  
履歴書 1 通

(3) 組合等優秀事務局職員 同意書 1 通  
履歴書 1 通